

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業の推進について

報 告 書

平成22年8月

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業運営委員会

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業の推進を願って

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業運営委員会
運営委員長 佐 伯 一 二

鶴ヶ島市の手話通訳派遣事業は、平成9年10月に始まりました。

事業実施当時は、依頼件数112件、手話通訳者派遣人数165人(10月から3月の6ヶ月間)でしたが、翌年は、263件、394人、昨年(平成21年度)は、609件、712人となっています。

本委員会では、5月連休や年末年始における緊急時体制の整備や手話通訳者の派遣範囲拡大など、制度の改善を目指して参りましたが、聴覚障害者の社会参加を担う登録手話通訳者の身分保障など、依然として解決されない問題も分かってきました。

そこで、平成19年から、制度そのものの見直し作業を始め、「平成21年度鶴ヶ島市手話通訳派遣事業の推進について(報告書)」にまとめました。その結果、登録手話通訳者を社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会の臨時職員として雇用するなど、改善をすることができました。

しかし、専任手話通訳者の身分保障や手話通訳者の養成など、残された課題は、山積しています。これらの課題について、今後も検討し、改善を求めてきたいと考えております。

最後になりますが、本委員会の委員の皆様を始め、ご協力いただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。

平成22年8月吉日

目 次

表紙	P 1
鶴ヶ島市手話通訳派遣事業の推進を願って	P 2
目次	P 3
手話通訳事業の目的と経過	P 4
1 目的と経過	
2 生存権保障としての手話通訳	
手話通訳派遣事業の現状	P 6
1 委託	
2 業務内容	
3 派遣対象者	P 7
4 派遣の内容	P 8
5 派遣の範囲	
6 派遣の時間	
7 緊急時の対応	
8 派遣の費用	
9 派遣の停止	P 9
10 手話通訳者	P 12
専任・設置手話通訳者	P 15
1 現状	
2 課題	P 18
登録手話通訳者	P 21
1 現状	
2 課題	P 26
手話通訳者の養成	P 28
1 現状	
2 課題	P 31
その他	P 32
1 手話通訳派遣事業運営委員会	
2 利用者との懇談会	P 33
手話通訳派遣事業の推進について	P 34
1 登録手話通訳者の身分保障	
2 登録手話通訳者の処遇改善	P 35
3 手話通訳者の派遣範囲の拡充	
4 手話通訳者の養成	P 36
5 手話通訳派遣事業利用者の声を聞く取り組み	
6 非常勤専任手話通訳者の正規職員化を図ること	P 37
7 I T の活用	
平成 22 年度改正事項	P 38
1 手話通訳者の派遣先の範囲	
2 手話通訳者の任用	
3 報酬等	P 39
鶴ヶ島市手話通訳派遣事業運営委員会委員名簿	P 40

手話通訳事業の目的と経過

1 目的と経過

手話通訳派遣事業は、聴覚・音声及び言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進を図ることを目的としている。

鶴ヶ島市では、聴力障害者会の設置要望に基づき、聴力障害者会、手話サークル（折鶴会）、鶴ヶ島市（当時は鶴ヶ島町）及び鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の4者で組織する手話通訳派遣制度検討委員会が設置された。検討委員会では、昭和63年11月から基本的事項について検討を行い、平成8年8月26日に鶴ヶ島市長へ報告書を提出した。この報告書に基づき平成9年4月1日に鶴ヶ島市手話通訳派遣事業実施要綱が施行され、社会福祉協議会が鶴ヶ島市より受託して、平成9年10月より手話通訳派遣事業を実施している。

平成18年から施行された障害者自立支援法では、手話通訳派遣事業や手話通訳設置事業などを実施するコミュニケーション支援事業を市町村が行う地域生活支援事業の必須事業として位置づけている。

2 生存権保障としての手話通訳

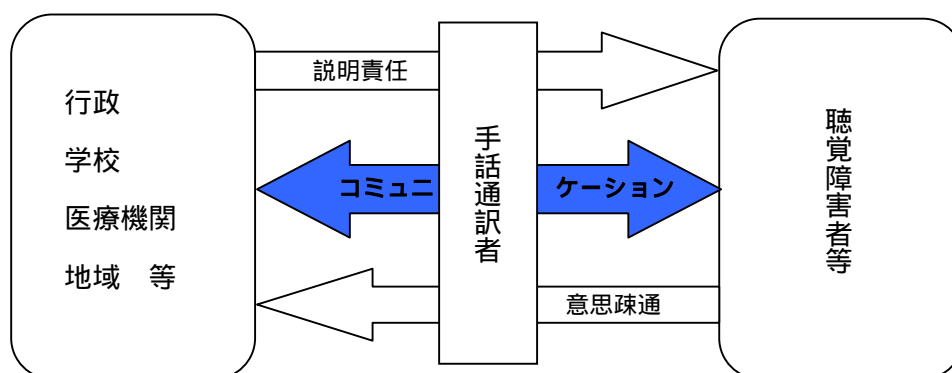
障害者自立支援法では、障害福祉サービスに対する「利用者負担」が制度化されたが、埼玉県障害者福祉課社会参加促進担当は、「コミュニケーション支援事業は、聴覚障害者への情報保障であり有料化にはなじまない性質のものであるため、派遣にあたっては、従前どおり利用者負担を求めない形（無料）で実施されたい」と市町村に周知し、鶴ヶ島市では手話通訳者派遣の費用は、無料としている。

手話通訳者は、聴覚障害者等が生活をする上で、音声言語を手話にかえ、あるいは手話を音声言語にかえる役割を担っており、病院での診察、会議や集会、テレビ放送など聴覚障害者等のコミュニケーションや情報提供の場面で活躍している。聴覚障害者等が聞こえる人たちとの会話や交流などを通して社会参加

をするなど、市民として生活するためには、コミュニケーションの保障や生活情報の獲得は必要であり、平等な生活を営む上で最低限の条件である。

一方、コミュニケーションの考え方から見ると、聞こえる人たちも利用者である。例えば、行政・学校・医療機関などがその説明責任を果たすために、聴覚障害者等に情報を提供しなければならない時に、自ら手話という言語で情報提供できなければ、手話通訳者を介してそれを行う必要がある。また、会議や学習会・講演会などにおいても同様である。

平成20年5月に発効した国連の「障害者の権利に関する条約」では、手話は「言語」として評価する考え方が共通認識になっている。そういう点からも手話通訳は、聴覚障害者等（手話）と聞こえる人（日本語）のコミュニケーションを支える重要な担い手である。



つまり、手話通訳や要約筆記はコミュニケーションの確保や情報獲得という、聴覚障害者等の「生存権」を保障するものである。

手話通訳派遣事業の現状

1 委託

鶴ヶ島市より、手話通訳者の派遣に関する業務及びその他事業の実施に必要と認められる業務を委託され実施している。

2 業務内容

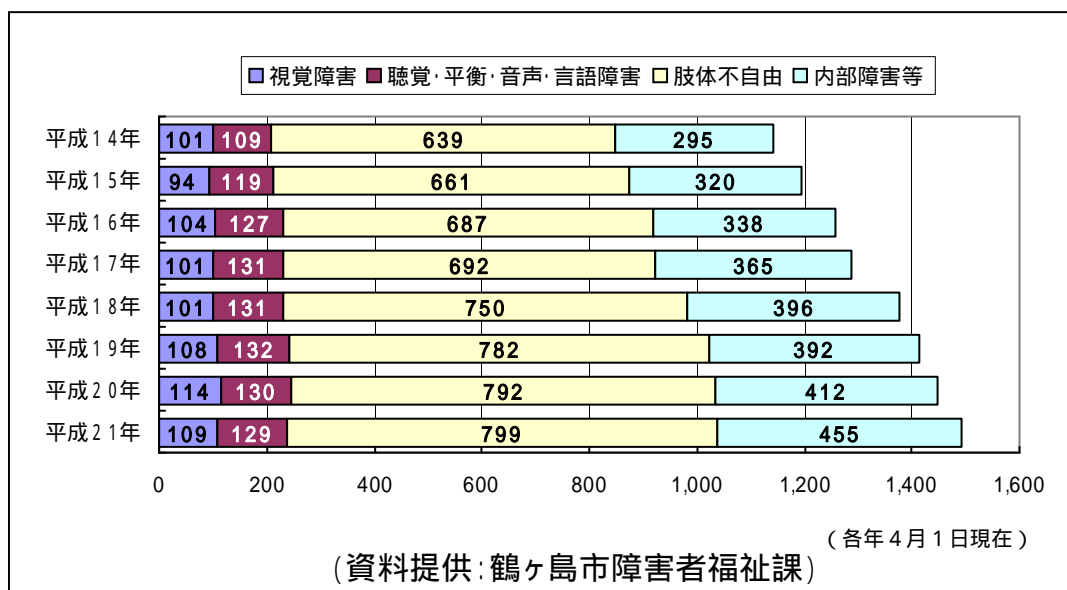
- ・ 手話通訳者の派遣に関する業務
- ・ 手話通訳派遣事業運営委員会の実施
- ・ 手話通訳者認定試験の実施及び登録に関する業務
- ・ その他事業の実施に必要と認められる業務

決算額の推移

	手話通訳派遣事業	手話講習会	合 計
			コミュニケーション支援事業
平成 14 年度	10,194,820 円	1,318,800 円	11,513,620 円
平成 15 年度	9,925,564 円	1,254,086 円	11,179,650 円
平成 16 年度	10,381,945 円	1,319,855 円	11,701,800 円
平成 17 年度	10,284,032 円	1,114,028 円	11,398,060 円
平成 18 年度	10,321,063 円	1,139,468 円	11,460,531 円
平成 19 年度	10,104,485 円	1,100,416 円	11,204,901 円
平成 20 年度			11,400,226 円
平成 21 年度			11,500,841 円

3 派遣対象者

- ・ 市内に居住する聴覚障害者等で、身体障害者手帳の交付を受けているもの
- ・ 市外に居住する聴覚障害者等が市内において、緊急に手話通訳者を必要とする場合



4 派遣の内容

- ・ 市等の実施する諸行事(講演会、研修会、大会、会議等)に関すること。
- ・ 聴覚障害者等の生活、医療、職業、教育等に関すること。
- ・ その他市長が特に聴覚障害者等の社会参加の促進に役立つと認めるもの。

5 派遣の範囲

手話通訳者の派遣範囲は、埼玉県内と特定医療機関における医療(保険診療に限る)を受けるとき又は就労のために面接を受けるときは、東京都内に派遣することができる。

- ・ 派遣先の範囲は、埼玉県内とする。
- ・ 医療機関における医療(保険診療に限る。)を受けるとき又は就労のために面接を受けるときは、東京都内に派遣することができる。

遠方派遣の状況

〔平成20年度〕

東京都	2件
さいたま市	11件

〔平成21年度〕

東京都	2件
深谷市	1件
越谷市	6件
さいたま市	10件
寄居町	1件

鶴ヶ島から移動に1時間以上かかる地域

6 派遣の時間

手話通訳者の派遣できる時間は、午前8時から午後10時までとする。

7 緊急時の対応

(1) 夜間・時間外

坂戸・鶴ヶ島消防組合に手話通訳者の名簿を提出し、聴覚障害者から緊急の手話通訳依頼があった場合は、手話通訳者に連絡が入るよう依頼している。

(2) 年末年始・長期連休時の対応

年末年始など、社会福祉協議会の受付が長期連休となる場合は、手話通訳者が自宅待機をし、坂戸・鶴ヶ島消防組合に受付代行を依頼している。

8 派遣の費用

費用は、無料とする。ただし、手話通訳者に係る次に掲げる費用は手話通訳者の派遣を受けた対象者が負担しなければならない。

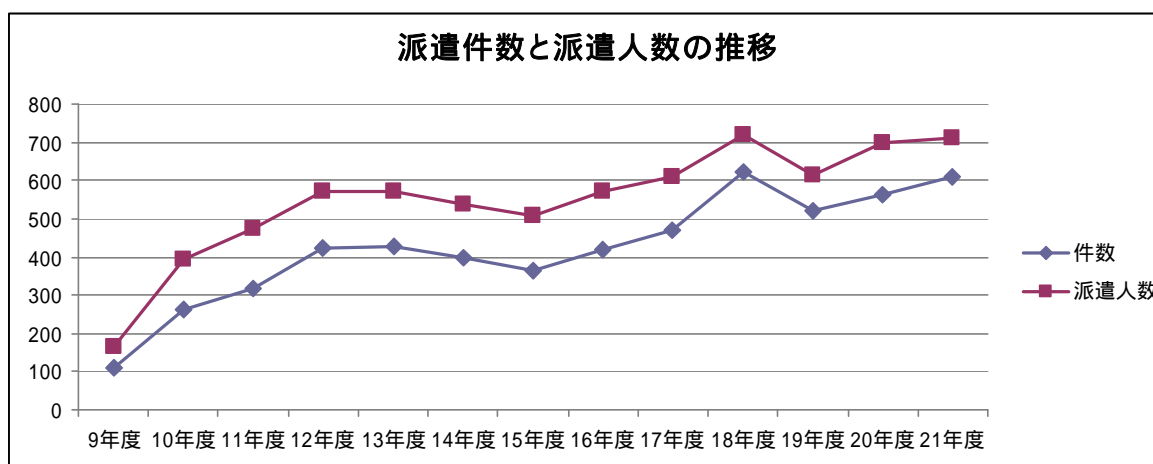
- ・手話通訳業務を行う際に必要となる入場料、参加費その他これらに類する費用
- ・手話通訳者の派遣先が東京都内の医療法に規定する特定機能病院以外の医療機関である場合は交通費

9 派遣の停止

市長は、虚偽の申請や報告があったときには、手話通訳派遣の一時停止又は手話通訳者に係る謝金等の支払の停止若しくは返還を命ずることができる。

手話通訳者派遣実施状況の推移

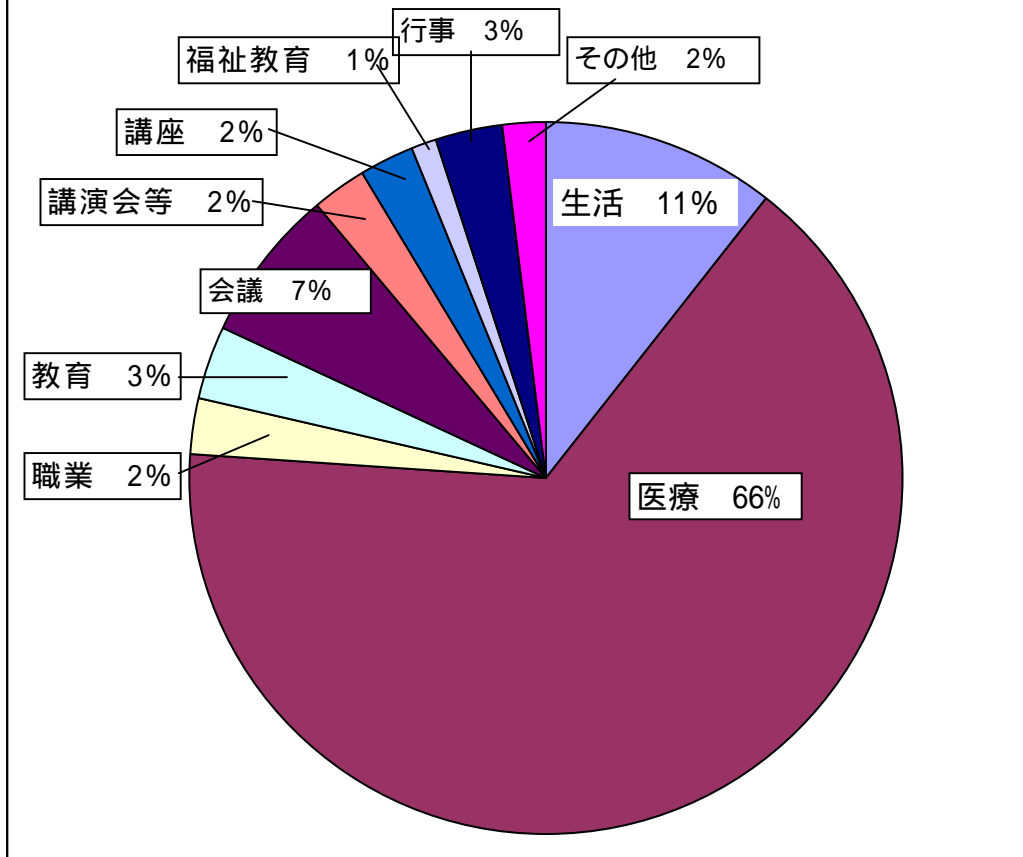
年度	件数	人数	備考
平成 9 年度	112 件	165 人	10 月開始
平成 10 年度	263 件	394 人	
平成 11 年度	316 件	475 人	
平成 12 年度	424 件	572 人	
平成 13 年度	427 件	570 人	
平成 14 年度	399 件	537 人	
平成 15 年度	365 件	510 人	
平成 16 年度	417 件	571 人	
平成 17 年度	469 件	610 人	
平成 18 年度	623 件	721 人	
平成 19 年度	522 件	614 人	
平成 20 年度	563 件	697 人	
平成 21 年度	609 件	712 人	



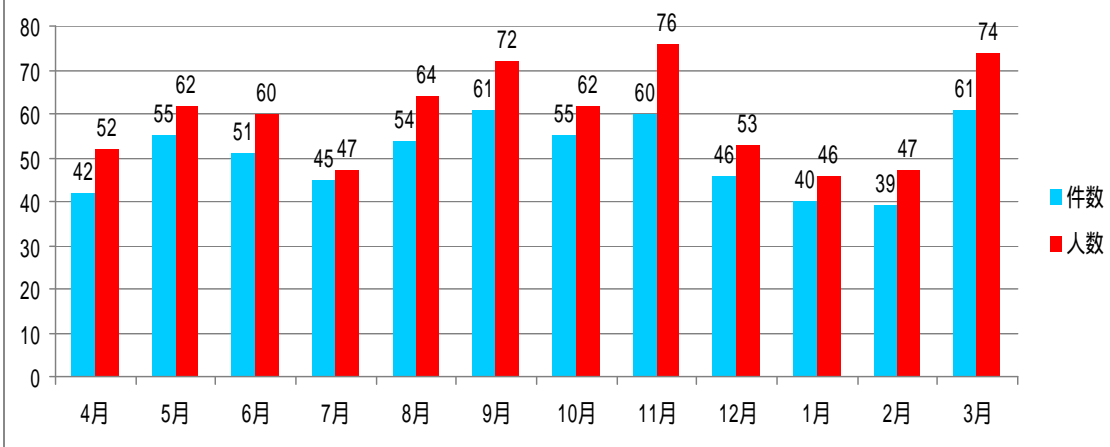
平成21年度手話通訳派遣内容の内訳

区分 月		生活	医療	職業	教育	会議	講演 会等	講座	体験 講座	行事	その 他	小計
4	件数		30		7	1		1		3		42
	人数		30		14	2		1		5		52
5	件数	2	44		2	5				1	2	56
	人数	2	44		3	10				1	3	63
6	件数	3	31	4	4	4			1	2	2	51
	人数	4	31	4	6	8			1	3	2	59
7	件数	2	37	1		2				2	1	45
	人数	2	37	1		3				3	1	47
8	件数	12	31	1	1	3	3	1		1		53
	人数	14	31	1	2	5	6	2		2		63
9	件数	7	36	3		6		3	3	1	2	61
	人数	7	36	4		11		6	3	2	3	72
10	件数	5	41	1	4		1			1	2	55
	人数	5	42	1	8		2			2	2	62
11	件数	9	35			4	5	1	3	2	1	60
	人数	10	35			7	10	2	3	8	1	76
12	件数	6	32	1		5	2					46
	人数	6	32	1		9	4					52
1	件数	9	22			1	2	1		5		40
	人数	11	22			2	4	2		5		46
2	件数	6	21	1		5	1	4			1	39
	人数	6	21	1		8	2	6			2	46
3	件数	4	39	3	2	6	1	4		2		61
	人数	4	39	3	4	12	1	8		3		74
合計	件数	65	399	15	20	42	15	15	7	20	11	609
	人数	71	400	16	37	77	29	27	7	34	14	712

平成21年度手話通訳派遣事業実施状況



平成21年度月別派遣件数・派遣人数



10 手話通訳者

(1) 手話通訳者の資格及び認定

市長は、鶴ヶ島市手話通訳者認定試験に合格した者及び埼玉県登録手話通訳者選考試験に合格し、埼玉県手話通訳者として委嘱されており、鶴ヶ島市手話通訳者登録申請書を提出した者を鶴ヶ島市手話通訳者として認定する。

(2) 通訳者の責務

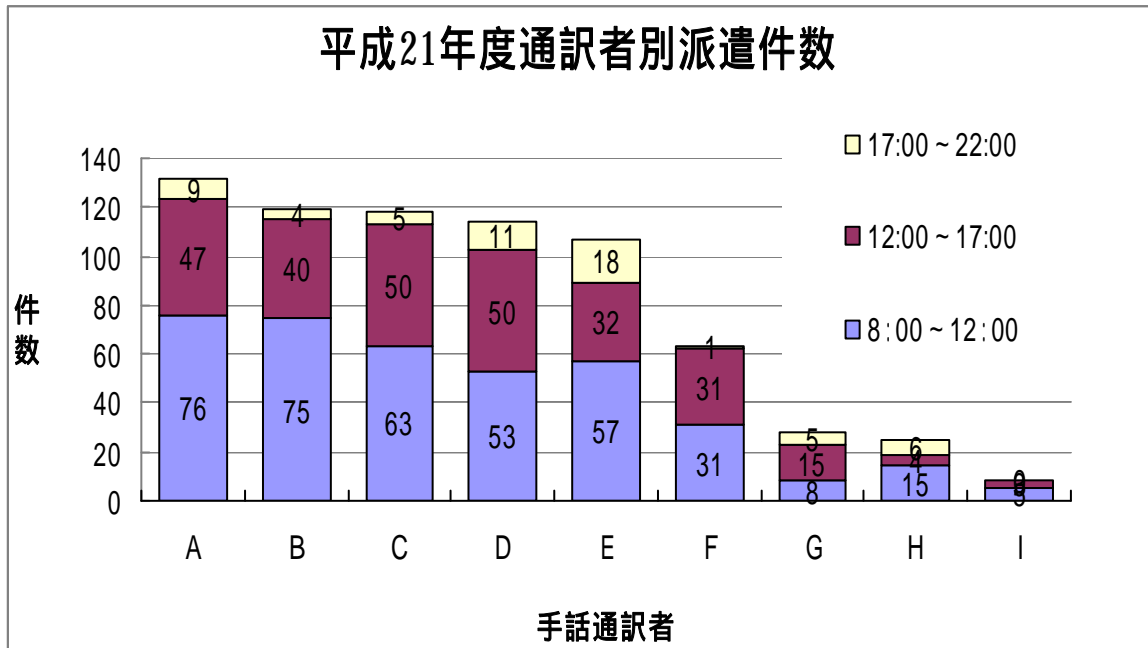
- ・ 手話通訳業務を通じて知り得た個人の秘密を守ること。
- ・ 聴覚障害者等の言動や思考及び判断に疑念や援助の必要性を感じた時でも、本人の意思を尊重し、手話通訳者の一方的な判断で疑問の提起や助言等を行わないこと。
- ・ 聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図るために、手話のみに限定せず、必要に応じて、口話、筆談等も含めて、あらゆる状況に対応すること。
- ・ 手話通訳技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

(3) 登録の取り消し

市長は、登録手話通訳者が責務を怠った場合は、登録手話通訳者としての登録を取り消すことができる。

(4) 手話通訳者の謝金

- ・ 手話通訳の開始から終了までを基準時間とし、1人につき、2時間までを3,000円とする。
- ・ 2時間を超えた場合は、30分毎に500円を加算して支給する。



平成21年度 一人1日複数出動件数、前・当日の申請件数

手話通訳者の健康を考え、手話通訳の依頼は1日1件を基本としているが、手話通訳者の調整がつかず1日複数回の依頼をすることがあった。

また、手話通訳申請は、3日前までとなっているが、前・当日の申請も89件ある。

月	複数派遣	前・当日申請
4	1	4
5	3	12
6	4	9
7	2	8
8	8	5
9	1	8
10	2	5
11	0	7
12	4	6
1	1	8
2	0	6
3	4	11
計	30	89

(参考)

埼玉聴覚障害者情報センター 費用弁償

手話通訳時間	委託派遣	契約派遣等
2時間まで	3,000円	4,000円
2時間を超え3時間まで	4,500円	5,500円
3時間を超える	6,000円	7,000円

交通費実費分を別途加算

委託派遣：県の委託事業として、県の依頼や当時者団体からの依頼に対応する。

契約派遣：派遣事業を実施していない市町村や企業等から依頼に対応する。

埼玉県内他市の謝金

[2時間まで3,000円]

朝霞、入間、桶川、川越、北本、行田、久喜、熊谷、坂戸、狭山
志木、草加、所沢、戸田、深谷、富士見、本庄、蕨

[2時間まで4,000円]

春日部、鴻巣、越谷、さいたま、東松山

[その他]

上尾：2時間まで3,300円、川口：2時間まで3,500円

深夜帯の割増

[労働基準法]

残業割高 25%、休日出勤35%、深夜割高は25%、但し、8時間以上で深夜の場合は50%の割高が義務付けられている。

[深夜帯の割増のある地域]

志木：2時間まで3,600円 30分毎に600円

戸田、東松山：5割増し

専任・設置手話通訳者

1 現状

(1) 専任手話通訳者

市からの委託事業として、社会福祉協議会で専任手話通訳者を雇用し、手話通訳派遣事業を行っている。

平成9年10月から 正規職員1人、臨時職員1人(2人の交代勤務)

平成13年4月から 正規職員1人、嘱託職員1人(2人の交代勤務)

手話通訳者の業務分類

1. 手話通訳に関する業務

1. 手話通訳依頼の受付・連絡・事前事後の調整
2. 手話通訳の実施
3. 手話通訳業務の記録・報告書の作成
4. 手話通訳派遣コーディネート
5. 手話通訳業務内容の計画・検討
6. 手話通訳利用者・利用機関への情報提供
7. 研修会への参加

2. 手話通訳業務に付随する業務

1. 手話通訳派遣に関して登録手話通訳者や関係機関・団体への情報提供、連絡、調整およびネットワークづくり
2. 手話奉仕員養成事業および手話通訳者養成事業・派遣事業の計画・実施
3. 手話通訳派遣事業の啓発

3. 聴覚障害者福祉に関する業務

1. 相談、カウンセリングおよびケース検討
2. 聴覚障害者の生活支援・社会参加支援
3. 手話によるコミュニケーション手段を持たない聴覚障害者に対する援助
4. 聴覚障害者福祉に関する事業の計画・実施
5. 手話通訳認定試験の計画・実施
6. 手話、手話通訳、聴覚障害者福祉に関する調査・研究
7. 聴覚障害者福祉の関係者・関係機関・関係団体の情報提供、連絡・調整・協力およびネットワークづくり
8. ファックス中継
9. その他

出典：全国手話通訳問題研究会編「手話通訳者の健康管理マニュアル」

(2) 来庁者対応

平成19年4月より、社会福祉協議会が市庁舎内に移転したため、専任手話通訳者が設置手話通訳者を兼務することとなった。

庁舎内に手話通訳者が設置されたことにより、庁舎内の手話通訳が増加した。また、生活相談や電話通訳も増加している。

庁舎内通訳の内訳

(H21年度)

生活関係	
葬式等	3
親類に連絡	3
情報提供	7
通販注文	2
チケットの予約	1
書類や郵便物の説明	35
娯楽	8
消費生活相談	1
インターネット契約	3
ごみの処理	4
PC操作	3
保険	12
新聞契約	2
選挙	2
生活支援	16
傾聴	19
その他	6
小計	127

金銭関係	
定額給付金	4
歳末援護事業	1
年金	10
ねんきん特別便	2
確定申告	8
クレジットカード	5
減免関係	13
金銭管理	1
金銭トラブル	2
税の滞納	4
税金	2

司法関係	
法律相談	1
交通事故関係	11
警察	2
小計	14

医療関係	
インフルエンザ	7
病気のこと	15
病院紹介	1
予約変更	4
健康診断	2
その他	9
小計	38

福祉関係	
補聴器	4
小計	4

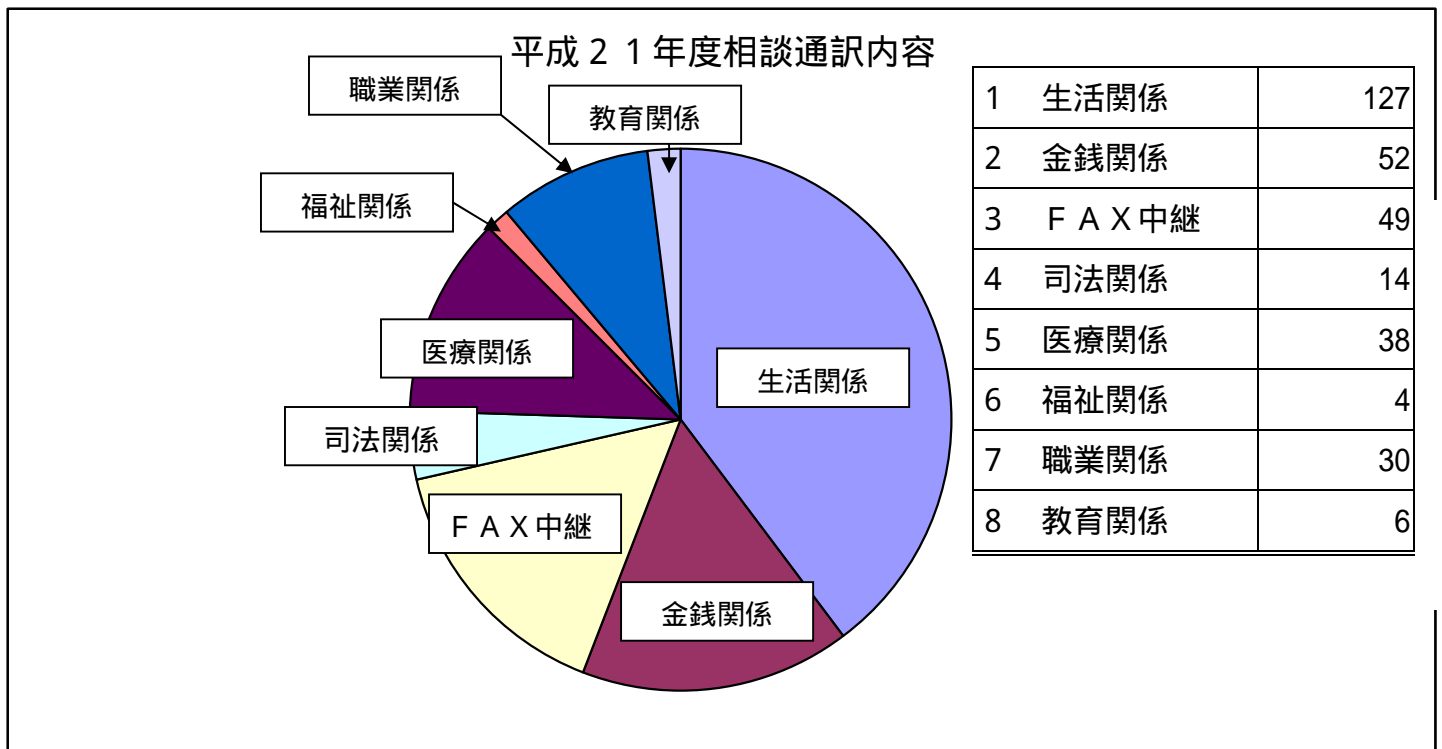
住宅関係	
不動産	2
家賃減免	10
小計	12

職業関係	
仕事	2
就職活動	25
ハローワーク	3
小計	30

教育関係	
教育	6
小計	6

小計 52

F A X 中継	
情報収集	9
連絡	20
医療	10
通訳	4
企業等	3
文章の添削	1
インターネット	1
メール対応	1
小計	49



2 課題

(1) 職員処遇

手話通訳事業担当職員は、正規職員1人と嘱託職員2人が交替で勤務している。嘱託職員は、正規職員同様の業務を行っているにも関わらず1年の有期契約という不安定な状態に置かれている。

(2) 職員体制

手話通訳の内容では、医療が66%であり、手話通訳派遣直前の申請は、全体の1/4を占めている。手話通訳の内容に応じて、手話通訳者を派遣するようにしているが、調整ができずに1日複数回の通訳に行かなければならないこともある。

今後、利用者の高齢化、重症化も想定されることから、職員体制の強化も課題である。

(3) 設置手話通訳

平成19年度から、市庁舎内の設置手話通訳業務が開始され、窓口対応が年々増加している。そのため、できるだけ手話通訳者が不在にならないよう手話通訳者の調整をしているが、手話通訳依頼が重なるとその調整が厳しい。

また、利用者の中には、行政等の通知文が分からずに来所される方や困っているものの、どこにどう相談したら良いのか分からず、とりあえず来所される方も多い。利用者の悩みを聞き、主訴の背景にある問題が何かを明らかにする相談者としての役割を求められる場面が増えている。設置手話通訳者の人的配置と対人援助者としてのスキルアップが望まれる。

(4) 感染予防

新型インフルエンザの罹患、もしくは罹患が疑われる利用者については、専任手話通訳者が対応することとしたが、感染予防、対策が講じられていない。

2005年度手話通訳者の労働と健康についての実態調査報告より抜粋

[解決されていない課題]

- 1 手話通訳者数は増加しているものの、全体的には非正職員が増加。
給与、社会保険、時間外手当等に関わっての労働条件で課題が多い。
非正職員から正職員へ身分を改善していくための運動を、引き続き展開していくことが重要になっている。
- 2 手話通訳士者派遣事業のコーディネート業務を担っている者が全体の半数。その業務が増加。要約筆記者派遣事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業も兼務している者もある。
業務を遂行していくためには、高度な事務処理の能力とともに、調整能力も要求される。
業務を非正職員が担っている場合が多く、その身分上の改善と、専門的な研修体制の確立が必要である。

⑧手話通訳事業を改善・発展させるために 手話通訳者の身分保障ができる制度の構築を

待遇改善・身分保障	101
手話通訳事業の充実	38
研修保障	36
総合的な聴覚障害者支援制度・事業の実施	36
制度・事業の周知・理解	33
職務を遂行しうる条件整備	33
手話通訳者養成事業の充実	31
設置手話通訳者の増員	19
専門職としての社会的認知	15
手話通訳士・手話通訳者資格の国家資格化	9

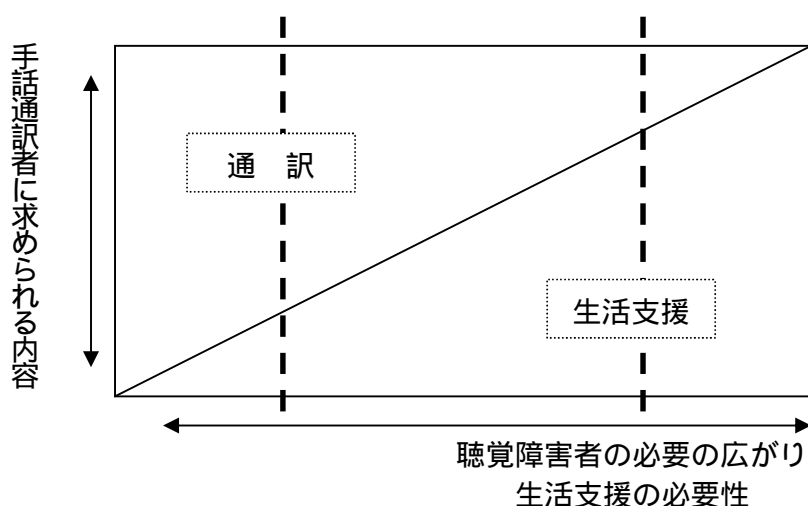
全国手話通訳問題研究会健康対策部
2007年2月17日報告

手話通訳と生活支援の必要

手話通訳者は、単に聴覚障害者と健聴者の間で通訳するだけでなく、聴覚障害に関わる社会福祉の専門家として、また、その聴覚障害者とのコミュニケーションが可能な支援者として、相談業務や他の施策やサービスとの調整などを行っているのが現実である。聴覚障害者のコミュニケーション支援と生活支援とは密接に結びついており、双方を区別できない場合が多い。重複聴覚障害者等の場合は、このような生活支援が要求されることが、特に多いと言える。

手話通訳者は、聴覚障害者の必要（ニーズ）に合わせて、聴覚障害者の福祉専門職として、通訳のみならず、生活支援にあたることを求められる場合がある（図1-3）。

【図 1-3】聴覚障害者の必要（ニーズ）と手話通訳者に求められる内容



出典：手話通訳事業の発展を願って
財団法人全日本ろうあ連盟

新型インフルエンザの対応

- 1 手話通訳者 社会福祉協議会専任手話通訳者。初期対応として、正規職員を派遣する。
なお、専任手話通訳者が対応できなかった場合は、埼玉聴覚障害者情報センターと協議をする。
- 2 対象者 手話通訳者の派遣は、真に必要な者とする。
- 3 感染予防 防護服やマスクなど、二次感染をしないよう留意する。
- 4 啓発活動 鶴ヶ島市保険センターに協力を依頼し、市内の聴覚障害者、関係者を対象に啓発活動を行う。
- 5 その他
(1) 医療現場では、医療機関等の指示に従う。
(2) 予防接種を受けるなど、感染被害者、感染媒介者にならないよう予防を行う。

登録手話通訳者

1 現状

登録手話通訳者は、鶴ヶ島市手話通訳者認定試験に合格した者で、鶴ヶ島市長が認定した者である。登録手話通訳者として、正規職員の専任手話通訳者を除いた8名が、社会福祉協議会から委嘱されている。

手話通訳者登録制度とは

日本の手話通訳制度は、都道府県や市町村の福祉事務所を中心とする公的機関に手話通訳者を配置して必要に応じて手話通訳ニーズに応える設置制度、都道府県域を単位に手話通訳派遣センターや聴覚障害者情報提供施設等の専門センターを設置し、そこに手話通訳者を配置して、手話通訳者を派遣する派遣制度があります。

これらの機関や施設で働く手話通訳者は、手話通訳を職業としている人々ですが、全ての都道府県や市町村でこれらの制度が整備されている訳ではなく、また整備されている市町村でも年々増加する手話通訳ニーズに対応するためには、一定の手話通訳能力を有した人々に事前に登録してもらい、必要に応じて手話通訳の協力してもらう登録手話通訳派遣制度を実施しています。

この登録手話通訳制度は、国の制度である手話通訳者派遣事業を活用したもの、地方自治体が独自制度で実施しているもの等地域により異なりますし、登録場所も都道府県、市町村、あるいは派遣センターと地域によって異なります。

出典：厚生省手話通訳者養成カリキュラム対応 手話通訳者養成講座 実践課程
財団法人全日本ろうあ連盟出版局

(1) 手話通訳者の研修

手話通訳者としての技術向上等をめざして研修への参加を保障している。

- ・ 埼玉聴覚障害者情報センター主催の研修会 3回
- ・ 社会福祉協議会主催の研修会 5回

(2) 手話通訳者の健康管理

手話通訳者の職業病といわれる頸肩腕障害の予防や悪化を防ぐため、頸肩腕健診を行っている。

対象者 鶴ヶ島市手話通訳者

方 法

- ・鶴ヶ島市手話通訳者

埼玉聴覚障害者情報センターが実施する頸肩腕健診を受診する。

- ・埼玉県登録手話通訳兼務者

本人の意向を確認した上で、埼玉県登録手話通訳者として受診した診断書を取り寄せる。

- ・埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員を兼務している者は、本人の意向を確認した上で、埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員として受診した診断書結果を取寄せる。

頸肩腕障害とはどんな病気？

頸肩腕障害は、手指や腕、肩、頸部の筋肉や関節や腱などに痛みを生じ、進行すると物が持てなくなったり腕が動かせなくなったりする病気です。病気の進行に伴い、イライラした精神症状も出ます。めまいや、動機、生理不順などの症状が出ることもあります。初期の段階は、肩こりや頸部のこりや疲労感などの自覚症状です。この段階は、適切な休息や睡眠で回復しますが、十分に疲労が回復できない状況が続き、肩や腕や頸部の筋肉の疲労が蓄積していくと、強いこりや痛みが続くようになり、少しぐらいの休息では回復しなくなります。仕事から離れて、心身を休ませることや医師による治療が必要となります。

出典：全国手話通訳問題研究会編集 手話通訳がわかる“本”

平成21年度鶴ヶ島市手話通訳者の頸肩腕健診結果(9名・専任含む)

- ・ 差し支えなし 5人
- ・ 要観察 4人

1 問題は特になし	
2 差し支えなし	軽い症状や所見はあるが、作業による生理的影響の範囲内と思われ、特に考慮しなくても差し支えのない状態
3 - 1 要観察	まだ、疲労の段階と思われるが、これ以上症状がすすまないように日常生活に注意が必要な状態
3 - 2 要注意	かなりはっきりとした症状があるので、日常生活の注意を守りながら定期的に健診を受けると同時に、仕事が過度にならないようにする
4 要受診	産業医や専門医を受診し、今後の治療等の有無について相談が必要
6 通院継続	すでに通院中であり、引き続き通院が望ましい状態

(参考)

埼玉県登録手話通訳者健診結果

	平成20年7・8月	平成21年2・3月
受診者数(登録者数)	72人(75人)	74人(75人)
1 問題は特になし	7人	6人()
2 差し支えなし	52人	56人()
3-1 要観察	12人	0人()
3-2 要注意	0人	9人()
4 要受診	1人	0人()
5 通院継続	0人	3人()

(3) 平成21年度登録手話通訳者の長時間通訳

平成21年度は、登録手話通訳者が、3時間以上手話通訳を行った件数が、43件あった。長時間となる手話通訳は、心身ともに登録手話通訳者の負担となっている。

月	通訳時間	件数	内容
4	3時間以上	4	教育・講演会
	4時間以上	2	会議
5	3時間以上	1	医療
	4時間以上	1	会議
6	3時間以上	2	講演会
8	3時間以上	4	医療・行事
9	3時間以上	5	医療・会議・講座・行事
10	3時間以上	3	医療・教育・生活
11	3時間以上	5	医療・行事
	4時間以上	1	医療
12	3時間以上	3	医療・講演会
	4時間以上	1	医療
	5時間以上	1	医療
1	3時間以上	4	会議・行事
	4時間以上	1	生活
2	3時間以上	2	講座・教育
3	3時間以上	4	会議

21年度	3時間以上	37
	4時間以上	5
	5時間以上	1

(4) 登録手話通訳者派遣件数

手話通訳以外の仕事を持っている手話通訳者もあり、通訳件数は、手話通訳者により異なる。

手話通訳依頼の重なる日や夜間、土日など、専任手話通訳者だけでは担いきれない部分を登録手話通訳者が担っている。

手話通訳者の意見（アンケート調査の結果より）

平成21年度、登録手話通訳者にアンケートを実施した。以下、アンケート結果より抜粋する。

- ・ 都内などの依頼場所へ行く途中で何か起きたらどうしようかという不安がある。また、移動時間も拘束されてしまい、気が休まらない。
- ・ 慣れない場所だと事前に下調べや余裕を持って出かけなければならない。その場所に着けるかなど、聞こえない人と会うまで不安を抱えている。
- ・ 遠方の場合、拘束時間が長い。移動時間が長いため正味1時間の通訳でも時間帯によっては1日仕事となる。謝金は通訳時間のみ。拘束時間を含めた謝金保障をしてほしい。
- ・ 3時間通訳は精神的に疲れる。
- ・ 謝金基本料(2時間3,000円)のアップを考えてほしい。派遣事業が開始されて10年が過ぎたが、謝金は事業開始時から変わっていない。
- ・ 加齢とともに身体的、精神的な衰えを感じている。
- ・ 技術・知識不足により、十分な情報保障ができていないのではないかと、という焦りや、実際に聴覚障害者に迷惑をかけているのではないかと、という不安が一番の精神的負担である。
- ・ 通訳派遣が始まり10数年が経ち、手話通訳者という認知度は広がったと思うが、「通訳者の仕事」という面での認知はまだのように思う時がある。

- ・ 夜間や緊急時の通訳は必要だ。しかし現在の通訳者の人数では無理があると思う。昼間ほかに仕事を持っている人がほとんどの状況で夜までとなると、通訳者の健康面の保障と、通訳者の「登録で自分の都合の良い時に通訳を受ける」というギャップを保障していくことが必要だと思う。
- ・ 夜間や緊急のときこそ、聞こえない人にとって手話通訳は安心できる存在だと思う。通訳者もその気持ちは当然分かる。しかし、通訳者も家庭がある。緊急の連絡が来たとき、もしかしたら家族の大事な時間かもしれない。でもきっと通訳者は通訳に行くと思う。だからこそ、それ相応の保障をお願いしたい。謝金の特別加算とタクシー利用を認めてほしい。緊急は夜間に起こることが多く、その際通訳者も慌てている。慎重に運転するつもりでいても、何が起きるか分からない。タクシーで行ければ、その間に落ち着いて現場に到着できると思う。

2 課題

(1) 手話通訳者の負担

- ・ 派遣件数が増加し、特に医療に関する内容の派遣が増加している。
- ・ 1人の手話通訳者が1日に複数回派遣されることがある。
- ・ 4時間を越えて派遣されることがある。1人派遣でも、4時間派遣になることがある。
- ・ 事故や急病等緊急の場合を除き派遣の3日前までに申請することとしているが、当日から2日前までの申請が約25%ある。
- ・ 仕事や家庭の事情等で手話通訳派遣に対応することが限定される者がいるので、派遣が一部の者に集中する。

(2) 手話通訳者の処遇

- ・ 派遣先が都内や県内でも遠距離の場合、移動に時間がかかっても、通訳時間のみしか謝金が払われない。半日・1日を費やす場合や移動時間も拘束され、手話通訳者の負担が大きい。

- ・ 派遣時間は午前 8 時から午後 10 時までだが、それ以降も謝金は同じである。また緊急時（午後 10 時以降）も同じである。夜間や緊急時など手話通訳者にとっても負担であり、保障が必要である。
- ・ 夜間や緊急時などに移動しなければならない場合でも、タクシーの利用が認められていない。自家用車での移動ができない手話通訳者の安全の確保のためにもタクシー利用は必要である。
- ・ 手話通訳派遣事業が実施された平成 9 年度以来、謝金の見直しがされていない。県内他地域では謝金の増額等見直しがされている。手話通訳者の負担に見合った報酬体系の見直しが必要である。
- ・ 手話通訳者は鶴ヶ島市長が認定し、社会福祉協議会会長が委嘱するもので、労働契約や労働災害保険の概念は確立されていない
- ・ 手話通訳として病院等医療機関に行くことが多いが、感染症対策が講じられていない。

手話通訳者の養成

1 現状

(1) 手話講習会

鶴ヶ島市

平成5年から平成12年まで、手話通訳者の養成を目的とし手話講習会初級編を実施。平成13、14年には、平成10年に厚生省から出された「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」を参考に、手話通訳者養成講習会を実施するが、回数が足りなかったため、翌年の平成15年から2年をかけて、手話通訳者養成講習会を行った。

平成19年には、手話講習会中級を開催したが、現在は、手話奉仕員養成カリキュラムの『入門』と『基礎』を実施している。

手話講習会実施状況

年度	入門	基礎	中級	通訳養成
15	昼12 夜15			4
16	19	20		2
17	昼13 夜9	17		
18	17	19		
19	34		19	
20	23	11		
21	19	6		

認定試験合格
1
0
0
0
2
0

埼玉県

埼玉聴覚障害者情報センターは、埼玉県からの委託を受け、厚生労働省の手話通訳者養成講習会カリキュラムに添って、「埼玉県手話通訳者養成講習会」などを実施している。

- ・ 手話通訳者養成講習会（基本、応用、実践の各課程）
- ・ 手話通訳者養成講習会指導者養成講習会
- ・ 要約筆記奉仕員養成講習会（手書きコース）
- ・ 要約筆記奉仕員養成講習会（パソコンコース）
- ・ 難聴者・中途失聴者手話講習会（入門・初級コース）
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会
- ・ 埼玉県手話通訳者養成講習準備コース

「埼玉県手話通訳者養成講習会」の受講審査に合格し、埼玉県手話通訳者養成講習会受講者を増やすことを目的に、平成21年度より設けられたコース。

- ・ 手話通訳技能実践講座

主に手話通訳者養成講習会修了者を対象に、全国統一手話通訳者試験の合格を目的に開催された講座。

講習会名	会場	定員	回数
手話通訳者養成講習会準備コース	情報センター	30	30
	熊谷	30	30
手話通訳者養成講習会	彩の国すこやかプラザ	30	60
	草加	30	60
手話通訳技能実践講座	情報センター	20	10
	羽生	20	10
講師養成講習会	情報センター	30	30
要約筆記奉仕員 （手書き）	情報センター	20	26
	東松山	20	26
要約筆記奉仕員養成講習会 （パソコン）	情報センター	20	26
	東松山	20	26
要約筆記奉仕員技能実践講座（手書き）	情報センター	20	10
要約筆記奉仕員技能実践講座（パソコン）	情報センター	20	10
難聴者・中途失聴者手話講習会（入門）	情報センター	20	26
難聴者・中途失聴者手話講習会（初級）	情報センター	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会	情報センター	20	20

国

平成10年、厚生省より「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム等について」が出された。

養成	課程	時間	
手話奉仕員養成カリキュラム	入門課程	35 時間	計 80 時間
	基礎課程	45 時間	
手話通訳者養成カリキュラム	基本課程	35 時間	計 90 時間
	応用課程	35 時間	
	実践課程	20 時間	

(2) 手話通訳者認定試験

手話通訳派遣事業を円滑に実施するために、鶴ヶ島市で手話通訳者を認定・登録することが必要であり、手話通訳者としての技術・知識・適性等を判断するための認定試験を行っている。

手話通訳者認定試験の結果及び手話通訳者数

年度	受験者数	合格者数	辞退者数	手話通訳認定者
平成 9	13 人	9 人	4 人	5 人
平成 10	4 人	3 人	1 人	7 人
平成 11	4 人	-	-	7 人
平成 12	4 人	1 人	-	8 人
平成 13	6 人	4 人	2 人	10 人
平成 14	2 人	-	-	10 人
平成 15	2 人	1 人	-	11 人
平成 16	1 人	-	-	11 人
平成 17	-	-	2 人	9 人
平成 18	3 人	-	-	9 人
平成 19	4 人	2 人	1 人	10 人
平成 20	2 人	-	1 人	9 人
平成 21			-	9 人
合計	45 人	20 人	11 人	

辞退の理由は転出や家庭の事情等

2 課題

- ・ 平成 17 年度から手話通訳者養成講習会が開催されていない。
- ・ 手話通訳者の養成に時間がかかる。
- ・ 手話通訳者を養成するための段階に合わせた講習会が、定期的に行われていない。

その他

1 手話通訳派遣事業運営委員会

事業の適正な運営を図るため、手話通訳派遣事業運営委員会を設置している。

構成

鶴ヶ島市聴力障害者会会員	2名
鶴ヶ島市手話サークル会員	1名
鶴ヶ島市手話通訳者	1名
識見を有する者	1名
鶴ヶ島市職員	1名
鶴ヶ島市社会福祉協議会役職員	1名

任期

委員の任期は2年とする。

協議事項

運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し会長に具申するものとする。

- (1) 手話通訳派遣基準の設定及び改定に関する事。
- (2) 手話通訳者の資格及び研修等に関する事。
- (3) 手話通訳派遣事業の運営上生じた諸問題に関する事。
- (4) その他、手話通訳派遣事業に関する事。

2 利用者との懇談会

手話通訳派遣事業の利用者、手話通訳者、運営委員等を対象に懇談会を開催し、事業の啓発、情報・意見交換を実施している。また、聴覚障害者の学習・交流の機会ともしている。

利用者からは、緊急時の手話通訳派遣についての要望や手話通訳事業についての疑問や意見などが出されている。

平成21年度 手話通訳派遣事業利用者アンケート集計結果

平成22年2月7日(日)の手話通訳派遣事業利用者との懇談会にて、手話通訳派遣事業について、利用者アンケートを8名から回答があった。

- | | | | | | |
|---|------------------------------|------|-------|-------|-------|
| 1 | 手話通訳は依頼しやすいですか？ | はい 5 | ふつう 3 | いいえ | |
| 2 | 専任手話通訳者の対応はよいですか？ | はい 5 | ふつう 3 | いいえ | |
| 3 | 手話通訳者は、時間どおりに来ますか？ | はい 7 | いいえ | | 無回答 1 |
| 4 | 手話通訳者の服装は良いですか？ | はい 5 | ふつう 1 | いいえ | 無回答 2 |
| 5 | 手話通訳者の対応は良いですか？ | はい 5 | ふつう 2 | いいえ | 無回答 1 |
| 6 | 手話通訳者は、秘密を守っていますか？ | はい 4 | いいえ 1 | わからない | 3 |
| 7 | 手話通訳者の技術は良いですか？ | はい 2 | ふつう 4 | いいえ 1 | 無回答 1 |
| 8 | その他、ご意見等ありましたら裏面にお書きください。 | | | | |
| | ・自分は話が下手なので、きちんと読み取れているかが心配。 | | | | |

手話通訳派遣事業の推進について

1 登録手話通訳者の身分保障

手話通訳派遣事業の根幹をなすものは、登録手話通訳者である。5月に1人の手話通訳者が登録を辞退し、登録手話通訳者8人で対応することとなった。

また、手話通訳者の仕事の関係で、申請の多い平日昼間に手話通訳者として対応できる者が4人である。

新たな手話通訳者を養成し、認定するためには時間を要する。一方で、現在活動している手話通訳者も、身体的・精神的な不安等により今後も手話通訳者として続けられるか困惑している者が多い。手話通訳派遣事業を継続していくためには、現在活動している手話通訳者の身体的・精神的な不安等を取り除き、今よりも安定した条件で活動を続けてもらうことが大切である。

登録手話通訳者は、社会福祉協議会会長が委嘱するもので、労働契約や労働災害保険の概念は確立されていない。そのため、手話通訳派遣での移動中や実施中の事故・怪我等はボランティア保険の範囲での保障にすぎない。

現在、県内では、2市で登録手話通訳者が市の非常勤特別職となっている。

手話通訳者の身分保障のために、社会福祉協議会と登録手話通訳者が雇用契約を結んで行くことが有効な方法であると考えます。県内の状況等を速やかに調査研究し、手話通訳者の身分保障に向けた取り組みが緊急に必要である。

なお、既に仕事を持ち、そこでの雇用契約を結んでいる登録手話通訳者については、本人の意向に基づき、現在の制度を維持することも必要である。

【改善すべき事項】

- ・ 手話通訳者と社会福祉協議会で雇用契約を結び、手話通訳者の身分保障を確立すること

2 登録手話通訳者の処遇改善

平成9年度から実施している手話通訳派遣事業において、手話通訳者への謝金の見直しは行われていない。

前項で示したとおり、登録手話通訳者の身分保障を行うことにより、謝金(非課税)から賃金(課税対象)となること、雇用保険への加入など変化が生じる。

事業実施から10年以上経過し、謝金(賃金)の金額の見直しは必要である。

また、都内等遠距離での移動時間、夜間や緊急時の対応、夜間や緊急時のタクシー利用等、登録手話通訳者の処遇改善に向けた取り組みが緊急に必要である。

手話通訳者は医療現場に派遣されることが多いことから、利用者からうつされない、利用者へうつさないためにも感染症の予防対策を行う必要がある。

また、手話通訳者が健康で手話通訳活動を行うため、健康管理の一環として健康診断の受診も考える必要がある。

【改善すべき事項】

- ・ 登録手話通訳者の謝金を見直すこと
- ・ 夜間、移動に関する手当を新設すること
- ・ 夜間や緊急時のタクシー利用を認めること
- ・ 登録手話通訳者の健康管理体制を充実すること

3 手話通訳者の派遣範囲の拡充

手話通訳者の派遣範囲は埼玉県内及び医療と就労のための面接に関して東京都内が認められている。

医療の発達に伴い、専門の医療機関が都内にあるとは限らない。また、雇用不安のある今日、就労のための面接が都内に限ることも見直しが必要である。雇用に限らず教育や研修・社会参加などで行動の範囲が広がっている。手話通訳者の派遣範囲を埼玉県外に拡充するなどの改善が必要である。

また、遠方に手話通訳者を派遣するにあたり、市から派遣することが困難な場合、派遣先の属する都道府県の手話通訳派遣センター等に、協力を依頼することができるよう検討する必要がある。

【改善すべき事項】

- ・ 手話通訳者の派遣範囲を埼玉県外に拡充すること
- ・ 医療又は面接に限らず必要性に応じて県外派遣を認めること
- ・ 必要に応じて、県外の手話通訳派遣センター等に協力を依頼することができるようにすること

4 手話通訳者の養成

現在、鶴ヶ島では手話通訳者養成講習会が開催されていない。手話通訳者の人数や年齢のことを考えると手話通訳派遣制度を維持するためには、新しい手話通訳者の養成は急務である。

手話通訳者を養成するために、手話講習会の実施主体である市や社会福祉協議会、関係団体等と今後の手話通訳者養成のあり方についても検討する必要がある。

また、手話通訳者の養成については、鶴ヶ島市だけの課題ではないことから、埼玉聴覚障害者情報センターや近隣市町村との連携も考慮する。

【改善すべき事項】

- ・ 手話通訳者養成のあり方の検討
- ・ 埼玉聴覚障害者情報センターや近隣市町村との連携

5 手話通訳派遣事業利用者の声を聞く取り組み

講演会と懇談会を分離させ、講演会では日頃情報の入りにくい聴覚障害者のための企画を行い、懇談会では手話通訳派遣事業の実施状況や課題の報告や利用者等関係者からの率直な意見を聞く場として行うなどの改善が必要である。

6 非常勤専任手話通訳者の正規職員化を図ること

新たに手話通訳設置事業が開始されたことにより、庁舎内通訳が始まった。それに伴い生活相談や電話通訳も増加している。また生活支援の必要性から、専任が個々に対応しなければならないケースもあり、精神的な負担が出てきている。

通常の手話通訳に加え、年々増加する派遣依頼に対するコーディネート業務、登録通訳者への研修、利用者との懇談会、派遣事業運営委員会の開催等の業務、ほぼ毎日来庁する聴覚障害者への対応等、その業務は多忙を極め、頸肩腕障害の誘発を危惧せざるを得ない。

しかし専任手話通訳者の身分は、平成13年に臨時職員から嘱託職員になって以降ほとんど変わっていない。(週2日と3日の交代勤務・1年契約)業務の責任の重さに比べ身分の不安定さが、今後の派遣事業を担う上で大きな課題である。

【改善すべき事項】

- ・ 非常勤専任手話通訳者の正規職員化及び複数化

7 ITの活用

パソコンや携帯電話が普及し、聴覚障害者も利用する人が増えているが、聴覚障害者の中には、文章が苦手なため、十分に活用できない人もいる。今後、ITを活用し、文章が苦手な人でも情報保障ができるようなシステムの構築が必要である。

【改善すべき事項】

- ・ テレビ電話の活用
- ・ インターネットによる情報保障

平成 22 年度改正事項

平成 22 年 4 月 1 日に鶴ヶ島市手話通訳派遣事業実施要綱と鶴ヶ島市手話通訳派遣事業実施要領が、以下のように改正された。

1 手話通訳者の派遣先の範囲

【改正前】

手話通訳者の派遣先の範囲は、埼玉県内とする。ただし、当該派遣の目的が医療機関における医療（保険診療に限る。）を受けるとき又は就労のために面接を受けるときは、東京都内に派遣することができる。

【改正後】

手話通訳者の派遣先の範囲は、埼玉県内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、埼玉県外に手話通訳者を派遣することができる。この場合において、当該派遣先の属する都道府県の視聴覚障害者情報提供施設等に協力を依頼し、当該視聴覚障害者情報提供施設等の手話通訳者を派遣することができるものとする。

- 1 医療機関における医療（保険診療に限る。）を受けるとき
- 2 就労のために面接を受けるとき
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に手話通訳者を派遣することが必要と認めるとき

2 手話通訳者の任用

【改正前】

手話通訳者に委嘱状を交付する。

【改正後】

手話通訳者を社会福祉協議会の職員として任用することができる。

任用しない手話通訳者は、委嘱状を交付する。

3 報酬

【改正前】

申請者との待ち合わせ時間から2時間まで3,000円

【改正後】

申請者との待ち合わせ時間から2時間まで3,500円

夜間手当（午後10時から翌日午前5時までの間に、申請者との待ち合わせ時間又は終了時間が含まれる場合は、報酬総額に25/100を乗じて得た額）

4 日当

【改正後】

報酬の他、手話通訳の派遣場所が埼玉県外の場合1日に付き
2,200円

5 タクシー料金

【改正後】

夜間及び緊急の場合、タクシーの利用を認める

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業運営委員会委員

氏名	選出区分
佐伯 一二	鶴ヶ島市聴力障害者会会員
小出真一郎	鶴ヶ島市聴力障害者会会員
森本百合子	鶴ヶ島市手話サークル会員
中野 京子	鶴ヶ島市手話通訳者
滝 寿美子	識見を有する者
新堀 敏男	鶴ヶ島市職員
横瀬 敏也	鶴ヶ島市社会福祉協議会役職員

鶴ヶ島市手話通訳派遣事業の推進について 報告書

発行年月日 平成22年8月

発行者 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1